

市第 175 号議案 中区南本牧所在市有土地の処分

1 要旨

港湾法が改正され、国際コンテナ戦略港湾の国際海上貨物輸送網の拠点となる荷さばき地を国が整備し、低廉な価格で特例港湾運営会社（横浜港埠頭株式会社）に貸付けることが可能となりました。これを受け、本市は国と協議を進め、我が国を代表する最新鋭の南本牧ふ頭 MC-3 コンテナターミナル荷さばき用地の整備にこの制度を導入することとし、中区南本牧所在の市有土地を国に売り払います。

2 市有土地の概要

所 在	中区南本牧 7 番の 4
地 目	宅地
地 積	118,493.01 m ²
単 価	107,600 円/m ²
金 額	12,749,847,876 円

3 処分の相手先及び利用用途

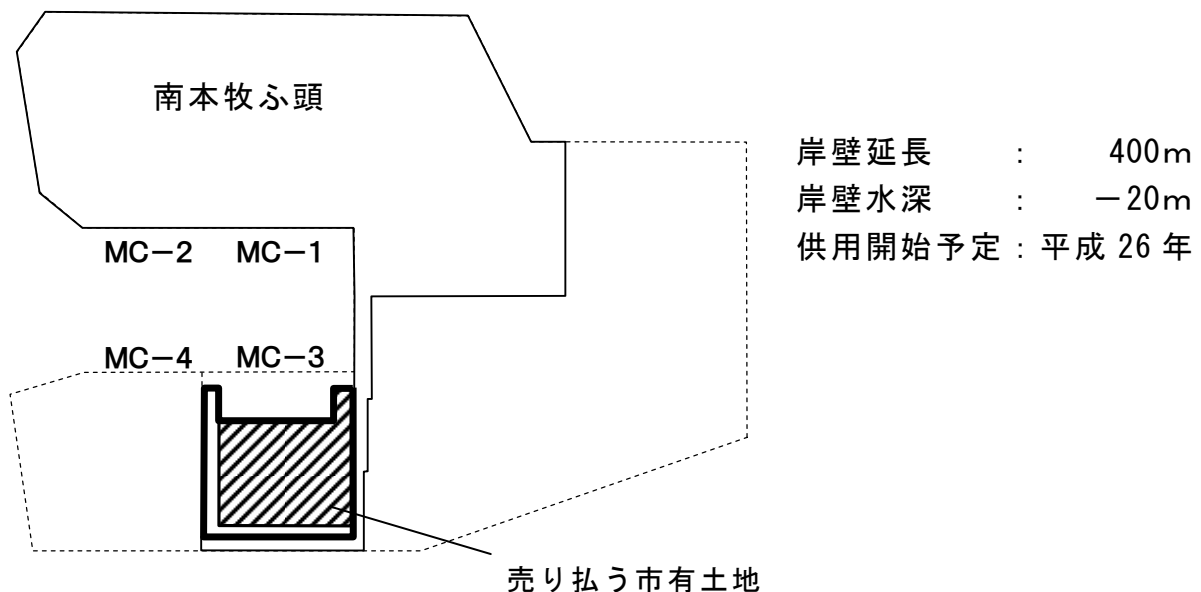
(1) 処分の相手先

国（国土交通省関東地方整備局）

(2) 利用用途

南本牧ふ頭 MC-3 コンテナターミナルの荷さばき地

【参考】南本牧ふ頭 MC-3 コンテナターミナルの概要



参 考

中区南本牧所在市有土地処分位置図

